

議案第 78 号

志摩市下水道条例の一部改正について

志摩市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市下水道条例の一部を改正する条例

志摩市下水道条例(平成 16 年志摩市条例第 200 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても工事を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。